中小企業販路開拓等緊急支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症による地場産業の経済活動の停滞への緊急対策として地場産業の活性化を図るため、地場産業に係る販路開拓等事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 県内中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。)第2条に規定する小規模事業者(知事が別に定める者を除く。)を除く。)のうち、県内に本社又は事業所を有するものをいう。
- (2)連携体 2以上の中小企業者等で構成されるグループで次の要件を満たすもののうち、運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して知事が適当と認めたものをいう。
 - ア 当該グループの構成員の中に必ず製造業に属する県内の中小企業者が参加していること。
 - イ 当該グループの構成員の半数以上が県内の中小企業者であること。
 - ウ 当該グループの代表者は県内の中小企業者であって、この補助金に係る特別の会計を 設けて、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)であることを明確 にしていること。
 - エ 大企業が参加する場合にあっては、補助事業に要する経費から当該大企業が負担する 補助事業に要する経費を控除していること。
- (3)組合等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合、 事業協同小組合及び協同組合連合会
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する商工 組合及び商工組合連合会
 - ウ 一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)であって、当該法 人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が県内中小企業者であるもの
 - エ 一般社団法人等であって、市町村が財産を拠出しているもの
 - オ その他知事が適当と認める団体
- (4) 実行委員会 市町村が参画し、県内中小企業者及び組合等と連携し、及び協力して事業を 実施する実行委員会形式の運営組織をいう。
- (5) 地場産業 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第2条第1項の規定による経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品、岐阜県知事の指定を受けた郷土工芸品その他県内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした陶磁器、繊維・衣服、和紙、刃物、木工、加工食品等の製品を製造する産業をいう。

(補助事業等)

- 第3条 補助事業、補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)、補助上限額、補助下限額並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、県及び県の外郭団体の補助金の交付の対象となる事業並びに県 及び県の外郭団体が主体となって実施する事業へ参画する事業については、補助金の交付の

対象としない。

(欠格事由)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次 号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は 法人等
- (5)役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
- (6)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有している個人又は法人等
- (8)役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であること を知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用し ている個人又は法人等
- (9) 県税を完納していない者

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除額が明らかではないものについては、この限りでない。

(補助事業の着手時期)

- 第6条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業 の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手理由書 (別記第2号様式)を添付するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、補助金の交付の決定を行ったときは、補助金の交付の申請をした者に通知す

る。

- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を行う場合において、第5条第4項の規定により補助 金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これ を審査し、適正と認めたときには、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第5条第4項ただし書の規定の適用を受けて交付の申請がなされたものについて は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこ ととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 知事は、補助金の交付の決定に当たっては、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができる。

(補助金の交付の条件)

- 第8条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2)補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては は、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に 相当する金額を県に納付すべきこと。
- 2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、別表補助対象事業の欄に掲げる事業ごと に補助対象経費相互のいずれか低い額の20パーセント以内の配分の変更とする。
- 3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的又は補助事業の能率 に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助事業の細部の変更とする。
- 4 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする 場合の申請書及び同条第4号の規定により報告しようとする場合の報告書の様式は、次の各 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 規則第6条第1号又は第2号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第 3号様式)
 - (2) 規則第6条第3号の承認 事業中止 (廃止)承認申請書 (別記第4号様式)
 - (3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書(別記第5号様式)

(暴力団の排除)

- 第9条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第 4条の規定に該当することが明らかになったときには、規則第17条第1項の規定により、補 助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(実績報告)

- 第11条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を 受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は交付決定の日の属する年度の 2月末日のいずれか早い日を原則とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、知事は、実績報告書の提出期限について、必要に応

じて別に定めることができる。

5 実績報告書の提出を行う場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなと きは、当該消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

(補助金の交付時期等)

- 第12条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要があると認める経費については、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書の規定の適用を受けて補助金の概算払を受けようとすると きは、別記第8号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係 る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告し なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額 の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(実施結果の状況報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後1年間、知事が別に定める期日において、当該補助事業に係る過去1年間の販路開拓に係る状況等について事業実施後状況等報告書(別記第10号様式)を作成し、当該期日の翌月の末日までに知事に報告しなければならない。

(成果の発表)

第16条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(書類の提出部数等)

第17条 この要綱により補助事業者が提出する書類の部数は、1通とする。

(補助事業の表示)

- 第18条 補助事業者は、補助事業について県からの補助金を受けて実施する旨を別表2に定めたところにより表示するものとする。
- 2 前項の表示に要する経費は、補助対象経費とする。

(立入検査等)

第19条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は当該事務担当職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助上限額	補助下限額	補助金の額
 地場産業の振興に係の事業 (1)国内・海外見本市等へ展事業 (2)国内・海外県本市等の開催事業 	製造業に属する県内中小企業者	(1) 国内・海外見本市等への出展に要する次の経費 旅費(委員旅費、専門家旅費及び職員旅費)、事務費(出展料、会場整備 費、出展代行費、通信運搬費、通訳料、翻訳料及び消耗品費(感染症対策 に使用するものに限る。))、委託料(事務費に相当する経費として支出 したものに限る。)その他知事が特別に必要と認める経費 (2) 国内・海外見本市等の開催に要する次の経費 謝金(委員謝金及び専門家謝金)、旅費(委員旅費、専門家旅費及び職員 旅費)、事務費(会場借料、会場整備費、広告宣伝費、印刷製本費、通信 運搬費、通訳料、翻訳料、資料購入費、消耗品費、雑役務費及び保険料)、 委託料(見本市等の開催事業の一部を委託する経費に限る。)その他知事 が特別に必要と認める経費	国内・海外見本 市等に係る事業 2,000 千円 (国内見本市等へ の出展事業のみ を行う場合にあ っては、1,000 千 円)	開催事業	補助と 報に 報に ままり を ののを を ののを で で 限して は、 ののを で で で は、 ののを で で は、 ののを で で は、 のののを に のののを に のののを に のののを に のののを に のののので に のののので に のののので に のののので に のののので に のののので に のののので に のののので に のののので に のののので に のののので に のののので に ののののので に ののののので ののののので ののののので ののののので ののののので のののののので のののののので ののののののので のののののので のののののので ののののののので のののののののの

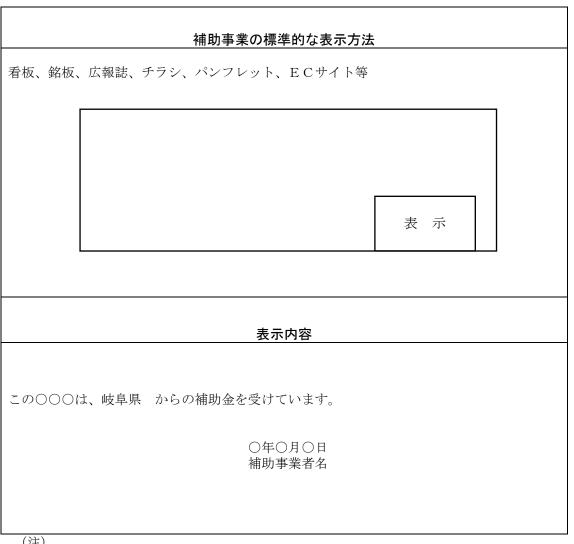
					1
	連携体、組合	(1) 国内・海外見本市等への出展に要する次の経費		1 海外見本市等に	補助対象経費の
	等又は実行	旅費(委員旅費、専門家旅費及び職員旅費)、事務費(出展料、会場整備	5,000 千円(国内見	係る事業	実支出額に3分の
	委員会	費、出展代行費、通信運搬費、通訳料、翻訳料及び消耗品費(感染症対策	本市等への出展事	1,000 千円	2以内の補助率を
		に使用するものに限る。))、委託料(事務費に相当する経費として支出	業のみを行う場合		乗じて得た額と補
		したものに限る。)その他知事が特別に必要と認める経費	にあっては、2,000	2 国内見本市等へ	助上限額とを比較
		(2) 国内・海外見本市等の開催に要する次の経費	千円)	の出展事業	して小さい方の額
		(2) 国内・海外兄本川寺の開催に安りる仏の経賃 謝金(委員謝金及び専門家謝金)、旅費(委員旅費、専門家旅費及び職員		1,000 千円	(当該額が補助下
		新金(安貞新金及い寺門家翻金)、派貢(安貞派貢、寺門家派貢及い臧貞 旅費)、事務費(会場借料、会場整備費、広告宣伝費、印刷製本費、通信			限額未満となる場
		派員、事務員(云場信付、云場整備員、広古旦広員、印刷製本員、理信運搬費、通訳料、翻訳料、資料購入費、消耗品費、雑役務費及び保険料)、		3 国内見本市等の	合(知事が別に定
		理伽賀、理訳科、翻訳科、質科購入質、個彩加質、雑食物質及の休興科)、 委託料(見本市等開催事業の一部を委託する経費に限る。)その他知事が		開催事業	める場合を除く。)
		安託付(兄本川寺開催事業の一部を安託りる経賃に限る。)その他知事が特別に必要と認める経費		1,000 千円	は、零とする。)
		付別に必安と認める程賃			
2 地場産業の	製造業に属	(1) 商品等の開発・改良に要する次の経費	5,000 千円	300 千円	補助対象経費の
振興に係る次	する県内中	専門家謝金、専門家旅費、事務費(外注加工費、原材料購入費並びに機器及			実支出額に3分の
の事業	小企業者又	び道具類借料)、委託料(商品開発・改良事業の一部を委託する経費及び			2以内の補助率を
(1)商品開発・改	は連携体、組	コンサルタント料に限る。)その他知事が特別に必要と認める経費			乗じて得た額と補
良事業	合等若しく	(の) 切り、イオルオットエトフルの奴曲			助上限額とを比較
	は実行委員	(2) 担い手育成事業に要する次の経費			して小さい方の額
(2)担い手育成事	会	講師謝金、講師旅費、事務費(テキスト代、研修に要する原材料購入費、			(当該額が補助下
業		研修室借料、資料購入費・借料並びに機器及び道具類借料)、委託料(担			限額未満となる場
		い手育成事業の一部を委託する経費に限る。)その他知事が特別に必要と			合(知事が別に定
(3)市場調査事業		認める経費			める場合を除く。)
((1)の事業に併		(3) 市場調査に要する次の経費			は、零とする。)
せて行う場合に		謝金(委員謝金及び専門家謝金)、旅費(委員旅費、専門家旅費及び職員旅			
限る。)		費)、事務費(会場借料、印刷製本費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、研修			
		費及び保険料)、委託料(市場調査事業の一部を委託する経費に限る。)その他			
		知事が特別に必要と認める経費			

<u></u>	,		<u> </u>		
3 地場産業の	製造業に属	(1) ECサイトでのフェア開催に要する次の経費	ECサイトでのフ	なし	補助対象経費の
振興に係る次の	する県内中	① フェア開催のPR等を行うもの	ェア開催に係る事		実支出額に3分の
事業	小企業者	広告宣伝費、販売物品の送料、事務費(印刷製本費及び通信運搬費)、委	業		2以内の補助率を
		託料(広告宣伝費、販売物品の送料及び事務費に相当する経費として支出	① PR等に係る事		乗じて得た額と補
(1) E C サイトで		したものに限る。)その他知事が特別に必要と認める経費	業		助上限額とを比較
行う地場産業に		② ECサイトの構築又は改修を行うもの	500 千円		して小さい方の額
係る県産品フェ		ECサイトの構築費又は改修費(ページデザイン作成費、ウェブ作成費及	② 構築に係る事業		(当該額が補助下
ア開催事業		び商品画像等作成費)、委託料(構築費又は改修費に相当する経費として	業		限額未満となる場
		支出したものに限る。)その他知事が特別に必要と認める経費	500 千円		合(知事が別に定
(2) 県内で行う地			改修に係る事業		める場合を除く。)
場産業に係る県			300 千円		は、零とする。)の
産品フェア開催					合計額
事業(連携体、組	連携体、組合	(1) ECサイトでのフェア開催に要する次の経費	1 ECサイト及	なし	補助対象経費の
合等又は実行委	等又は実行	① フェア開催のPR等を行うもの	び県内での県産		実支出額に3分の
員会に限る。)	委員会	広告宣伝費、販売物品の送料、事務費(印刷製本費及び通信運搬費)、割	品フェア		2以内の補助率を
		引料(割引セールにおいて、販売額から 50 パーセント以内の割引をした	5,000 千円(E		乗じて得た額と補
(3) 感染症対策事		ものに限る。)、委託料(広告宣伝費、販売物品の送料、事務費及び割引料	Cサイトでのフェ		助上限額とを比較
業 ((2)の事業に		に相当する経費として支出したものに限る。) その他知事が特別に必要と	ア開催で割引フェ		して小さい方の額
併せて行う場合		認める経費	アを行う場合にあ		(当該額が補助下
に限る。)		② ECサイトの構築又は改修を行うもの	っては、8,000千円)		限額未満となる場
		ECサイトの構築費又は改修費(ページデザイン作成費、ウェブ作成費及			合(知事が別に定
		び商品画像等作成費)、委託料(構築費又は改修費に相当する経費として	2 感染症対策費		める場合を除く。)
		支出したものに限る。)その他知事が特別に必要と認める経費	1,000 千円		は、零とする。) の
					合計額(当該額が
		(2) 県内でのフェア開催に要する次の経費			8,000 千円を超え
		広告宣伝費、事務費(印刷製本費及び通信運搬費)、会場借料、委託料その			る場合は、8,000 千
		他知事が特別に必要と認める経費			円)
		(3) 感染症対策に要する次の経費			

消耗品費(消毒液、マスクその他の資材であって1物品当たり5万円以下のも		
のに限る。)、委託料(消毒作業、飛まつ対策等に係るものに限る。)その他知事		
が特別に必要と認める経費		

(注)

- 1 交付額(交付決定額を含む。)は、この表に掲げる補助下限額を下回る場合がある。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費に占める旅費の割合が50%以上の事業は、補助の対象外とする。
- 4 人件費、食糧費(会議における飲食費等という。)、振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税等(海外で課税される付加価値税(VAT)等を含む。)は、補助の 対象外とする。
- 5 ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、補助の対象外とする。
- 6 連携体構成員間の取引により生じる経費は、補助の対象外とする。
- 7 補助対象経費に占める委託料の割合が60%以上の商品開発・改良事業は、補助の対象外とする。
- 8 交付申請の日の属する年度の前年度に国又は県の補助を受けてECサイトを構築又は改修した場合は、ECサイトの構築費又は改修費は、補助の対象外とする。



(注)

- 1 表示箇所は、紙面等の許す範囲とする。
- 2 表示された広報誌、チラシ、パンフレット、ECサイト等については、第11条に規定 する実績報告書に添付するものとする。
- 3 構築部等への表示のように実績報告書への添付ができない場合は、構築物等への表示 が分かる写真を実績報告書に添付すること。